

東京大学工学部規則

昭和26年7月1日

評議会可決

[沿革](#)

(教育研究上の目的)

第1条 工学部は、未踏分野の開拓や新たな技術革新に繋がる研究に果敢に挑戦し、人類社会の持続と発展に貢献するとともに、豊かな教養、科学技術に関する体系的な知識及び工学的な思考方法を身につけ、かつ多様性への理解と広い視野を持った人材を育成することを教育研究上の目的とする。

2 各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

(分科)

第1条の2 本学部に次の16学科、25コースを置く。

学科	コース
社会基盤学科	設計・技術戦略 政策・計画 国際プロジェクト
建築学科	建築学
都市工学科	都市環境工学 都市計画
機械工学科	機械工学
機械情報工学科	機械情報工学
航空宇宙工学科	航空宇宙システム学 航空宇宙推進学
精密工学科	精密工学
電子情報工学科	電子情報工学
電気電子工学科	電気電子工学
物理工学科	物理工学
計数工学科	数理情報工学 システム情報工学
マテリアル工学科	バイオマテリアル 環境・基盤マテリアル ナノ・機能マテリアル
応用化学科	応用化学
化学システム工学科	化学システム工学
化学生命工学科	化学生命工学
システム創成学科	環境・エネルギーシステム システムデザイン&マネ ジメント 知能社会システム

2 前項の規定にかかわらず、特定の学科について必要があるときは、別表第1に掲げるところの系により取り扱うことがある。

(修学)

第2条 本学部に進学を希望する者は、本学教養学部において所定の科目を履修し、これに合格した者でなければならない。

第3条 休業日は、東京大学学部通則（以下「学部通則」という。）第5条の定めるところによる。

第4条 授業科目及び科目の単位数は別表第2による。

第5条 授業時間は、教授会の議を経て定めあらかじめ発表する。

第6条 学生の標準履修方法は、別表第2に定める所属学科の科目配当表による。ただし、所属学科の科目配当表以外の科目については、選択科目として履修することができる。

- 2 製図、演習、実習等については当該学科、コース所属学生にその履修の先取権を与える。
- 3 他学部及びグローバル教育センターの授業科目を履修しようとするときは、学生は学科長の承認を得なければならない。

第7条 学生は、あらかじめ履修しようとする科目を所定の期間に所定の事務室に届出なければならない。

第8条 各学科においては第4条に規定する別表第2記載の科目につき、学生の履修の順序を定め、特定の科目を履修し、かつ、その私権に合格した後でなければ他の特定の科目を履修することができないように定めることができる。

第8条の2 学部通則第2条第2項に定めるところにより、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(試験)

第9条 学部通則第26条及び第27条の定めるところにより、本学部を卒業し、学士(工学)の学位を得るためには、別表第2に定める科目を履修し、専門科目試験及び論文試験に合格しなければならない。

第10条 科目試験は、筆記試験による。ただし、実験、製図、演習、実習等の科目は、筆記試験を行なわないうで平素の成績により考査することもある。

- 2 科目試験の期日はあらかじめ発表する。

第11条 論文試験は、論文計画又は実験報告について随時行う。

第12条 学生は、第7条に規定した届出を行った科目に限り科目試験を受けることができる。

第13条 試験の成績は優上、優、良、可、不可の5級に分け、不可は不合格とする。ただし、演習、実習等の科目のうち、特定の科目についての学習の評価は了とすることができる。

- 2 学部通則第14条の2、第14条の3及び第16条の2の規定により、外国の大学において履修した科目及び外国の大学が行う通信教育において履修した科目にかかる試験成績の評点については、前項の例によるほか、合格又は不合格の評点によることができる。

第14条 論文試験を受けようとする者は、論文計画又は実験の範囲を5カ月前までに所属学科を経て学部長に申出で指導教員の指定を受けねばならない。

第15条 各学科、コースにおいては、その所属学生が特定の科目を履修し、かつ、その試験に合格した後に、論文試験を受けられないことを定めることができる。

(編入学)

第16条 学部通則第10条第1項第6号の規定に基づき、高等専門学校を卒業した者が、本学部に入學を志望したときは、別に定めるところにより、入學を認めることができる。

第17条 前条の規定により入學を認められた者の修業年限、在学年限及び休学期間は、次のとおりとする。

- (1) 修業年限 3年
- (2) 在学年限 5年
- (3) 休学期間 2年をこえることができない。

- 2 前条の規定により入學を認められた者の授業科目及び単位数の取扱いについては、別に定めるところによる。

(再入学・学士入学・転学部・転学科)

第18条 学部通則第9条及び第10条第1項に規定する再入学、学士入学、転学部及び転学科の取扱いについては、別に定めるところによる。

第19条 前条の規定により入学した学生の授業科目及び単位数の取扱い並びに修業年限及び在学年数については、別に定めるところによる。

(研究生・聴講生)

第20条 研究生及び聴講生の取扱いについては、学部通則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年7月24日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。
- 2 昭和62年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、昭和63年4月19日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 昭和63年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、昭和63年7月5日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 昭和63年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 平成元年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成元年4月18日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 2 平成元年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成2年7月10日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 2 平成2年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成3年5月14日から施行し、平成3年4月1日から適用する。
- 2 平成3年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成3年6月24日から施行し、平成3年4月1日から適用する。
- 2 平成3年3月31日以前に進入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に入学又は進学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月20日から施行し、この規則による改正後の東京大学工学部規則の規定は、平成5年4月1日から適用する。
- 2 平成5年3月31日以前に航空学科又は原子力工学科に進入学し、引き続き在学する者については、平成5年4月1日から航空宇宙工学科又はシステム量子工学科に所属するものとし、これに伴う経過措置については別に定める。

附 則

- 1 この規則は平成6年6月7日から施行し、改正後の東京大学工学部規則の規定は、平成6年4月1日から適用する。
- 2 平成6年3月31日以前に資源開発工学科に進入学し、引き続き在学する者については、平成6年4月1日から地球システム工学科に、平成6年3月31日以前に工業化学科、合成化学科、反応化学科及び化学工学科に進入学し、引き続き在学する者については、平成6年4月1日から応用化学科、化学システム工学科及び化学生命工学科の何れかに所属するものとし、これに伴う経過措置については別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成10年5月20日から施行し、改正後の東京大学工学部規則の規定は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 平成10年3月31日以前に進学し、引き続き在学するものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日以前に進入学し、引き続き在学するものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日以前に進学し、引き続き在学するものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日以前に進入学し、引き続き在学するものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前に進入学し、引き続き在学するものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前に進入学し、引き続き在学するものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日以前に進入学し、引き続き在学するものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成15年5月13日から施行し、改正後の東京大学工学部規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 平成15年3月31日以前に進学又は入学した者については、改正後の第1条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前に進学又は入学した者については改正後の第1条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日以前に工学部に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学工学部規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の精密工学科については、平成20年4月1日以後から進学又は入学することができるものとする。
- 4 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年5月23日から施行し、この規則による改正後の東京大学工学部規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年9月26日から施行し、改正後の東京大学工学部規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前に本学部に進学又は入学した者については、改正後の東京大学工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の第1条の2第1項の規定

にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の電気電子工学科については、平成22年4月1日以後から進学又は入学することができるものとする。

4 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月31日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の第1条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の第1条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の機械工学科については、平成23年4月1日以後から進学又は入学することができるものとする。

4 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年3月31日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成27年1月6日から施行し、改正後の別表第2の規定は、平成26年4月1日から適用する。

2 平成26年3月31日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の第1条の2及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前に工学部に進学又は入学した者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和5年2月15日から施行し、改正後の別表第2の規定は、令和4年4月1日以後に工学部に進学又は入学した者から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前に工学部に進学又は入学した者について、この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年9月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前に工学部に進学又は入学した者について、この改正に伴う経過措置は、別に定める。

別表第1（第1条の2関係）

系	学科
社会基盤系	社会基盤学科
建築学系	建築学科
都市工学系	都市工学科
機械系	機械工学科 機械情報工学科
航空宇宙工学系	航空宇宙工学科
精密工学系	精密工学科

電子・情報系	電子情報工学科 電気電子工学科
応用物理学科	物理工学科 計数工学科
マテリアル工学系	マテリアル工学科
化学・生命系	応用化学科 化学システム工学科 化学生命工学科
システム創成学系	システム創成学科

[別表第2 \(第4条関係\)](#)

沿革

東京大学工学部規則

体系情報

□第3編 学務

▽第1章 学部

沿革情報

◆昭和26年07月01日	評議会可決
◇昭和29年09月21日	
◇昭和33年06月24日	
◇昭和34年06月16日	
◇昭和34年10月13日	
◇昭和35年06月21日	
◇昭和36年04月25日	
◇昭和37年05月22日	
◇昭和38年05月21日	
◇昭和39年01月21日	
◇昭和39年02月28日	
◇昭和40年04月01日	
◇昭和43年04月01日	
◇昭和44年04月01日	
◇昭和44年12月16日	
◇昭和46年04月20日	
◇昭和46年11月16日	
◇昭和47年04月01日	
◇昭和47年11月21日	
◇昭和48年04月01日	
◇昭和48年04月06日	
◇昭和48年04月17日	
◇昭和48年10月30日	
◇昭和49年04月01日	
◇昭和50年04月01日	
◇昭和50年10月28日	
◇昭和51年04月01日	
◇昭和51年05月18日	
◇昭和52年04月01日	
◇昭和53年04月01日	
◇昭和53年07月07日	
◇昭和54年04月01日	
◇昭和55年04月01日	
◇昭和56年04月01日	
◇昭和57年04月01日	
◇昭和58年04月01日	
◇昭和59年04月01日	
◇昭和60年04月01日	
◇昭和61年04月01日	

◇昭和61年05月06日
◇昭和62年04月01日
◇昭和62年07月24日
◇昭和63年04月19日
◇昭和63年07月05日
◇平成01年03月02日
◇平成01年04月01日
◇平成01年04月18日
◇平成02年07月10日
◇平成03年05月14日
◇平成03年06月24日
◇平成04年04月01日
◇平成04年06月09日
◇平成04年11月17日
◇平成05年04月20日
◇平成06年06月07日
◇平成07年04月01日
◇平成10年04月01日
◇平成10年05月20日
◇平成11年04月01日
◇平成12年03月21日
◇平成12年04月01日
◇平成13年03月19日
◇平成13年04月01日
◇平成14年03月29日
◇平成15年05月13日
◇平成16年03月16日
◇平成16年12月28日
◇平成17年02月15日
◇平成17年03月31日
◇平成18年02月28日
◇平成18年03月31日
◇平成18年05月23日
◇平成18年09月26日
◇平成19年03月29日
◇平成20年02月19日
◇平成20年03月31日
◇平成21年02月17日
◇平成21年03月31日
◇平成22年02月16日
◇平成22年03月29日
◇平成23年03月28日
◇平成24年03月14日
◇平成25年03月14日
◇平成26年03月11日
◇平成27年01月06日
◇平成27年03月09日
◇平成28年02月16日
◇平成29年03月21日
◇平成31年02月26日

- ◇令和02年03月10日
- ◇令和02年03月23日
- ◇令和03年03月11日
- ◇令和03年06月25日
- ◇令和04年02月14日
- ◇令和05年02月15日
- ◇令和05年03月17日
- ◇令和05年09月25日
- ◇令和06年02月07日